

【学生・講師・教職員・関係者各位】

令和2年5月6日初回策定

令和3年8月17日改定

「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」

（内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）

に対する本学園専修学校の対応

「施設に応じた感染防止を予防するための工夫（例）」 （内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）		本学園専修学校の対応
	学校	
密接	○少人数で滞在時間の制限	○学内滞在時間制限 ○講師教卓との間隔確保 （最前列学生から2m）
密集	○四方を空けた席配置	○学生一人当たり 2㎡超の空間を各室確保
密閉	○頻繁な換気（窓開け・扇風機）	○原則常時換気を行う ○空気清浄機の常時稼働
衛生対策 その他	○マスク着用 ○対面する場での ・ビニールカーテン等設置 ・対面機会を避ける ○こまめな手洗い ○共用物品・設備の消毒（ディスポ利用も） ○キャッシュレス ○（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック ○従業員の ・衛生対策 ・3密対策 ・休憩や食事の分散	○マスク着用 ○布マスクの場合、正しい 衛生の理解と実践を踏まえ 消毒すること ○不要不急の相談・面談等 の回避（時間制限・オンライン等 別途手段を活用） ○こまめな手洗いの励行 ○共用物品・設備の消毒 （ディスポ利用も） ○キャッシュレス化 （今後要拡充） ○定時体温測定の徹底 ○教職員等対策 ・教職員室分散設置 ・シフト勤務細分化 （閉館時間は正常化） ・休憩や食事の分散

※令和2年5月11日(月)の週より上記を実施、随時地域状況を踏まえ改定。

※令和3年9月30日(木)以降改善点等を検証し、専門家等の知見・指導を踏まえ原則翌週(月)に導入を予定。